

インターネットトラブル事例②

～個人や学校などへの脅迫行為～

嫌がらせを呼び掛ける投稿をして



投稿者が特定され、地域にも多大な迷惑に



嫌がらせのつもりで、日時・場所を指定し、「友人Fを暴行しよう」とネットの掲示板で呼びかけたG君。でも、**実行するつもりはまったくありませんでした。**

投稿を読んだ人が警察に通報し、警察は指定日時にその場所やF君の自宅付近をパトロール。G君の投稿であることが判明し、警察が自宅に……。

考えてみよう！

ネットでうっぶんを晴らそうとする人や、極端な投稿で注目されようとする人がいます。でも、脅迫や犯行予告とみなされれば犯罪となり、投稿者が逮捕されるケースもあります。

A. 通報により警察が動く

掲示板運営者や投稿を見た人からの通報で、警察が動き出します。警備・警戒だけではなく、投稿者特定も行います。「冗談のつもりだったのに」などの言い訳は通用しないのです。

B. 騒ぎが大きくなると

指定場所があると、周辺地域への迷惑は避けられません。公共機関なら警察の動員も増え、お店があれば営業妨害にも。一言の影響を知ることも抑止効果につながります。

C. こんな投稿を見かけたら

ターゲットが学校なら先生に、友人なら当人に、まずは一報。そして、警察ではなく掲示板の運営側に通報します。通報ボタンがあれば押す等、巻き込まれずに知らせる方法を！

解説

ネットやSNSなどへの書き込み、軽く考えないように

単なる脅しや悪ふざけで実行する気はなかったとしても、**脅迫めいた書き込みは、犯罪となるおそれがあります。**また、学校や駅などで事件を起こすといった、地域社会に大きな不安を与える書き込みも同様に犯罪となります。**軽い気持ちで書き込むと、相手を深く傷付けるだけでなく、投稿者自身の傷にもなるのです。**安易に考えがちなネットの匿名性ですが、基本的には、いつどこから書き込まれたのか調査でき、個人を特定できます。善悪の判断ができない心理状態ならネットから離れる、これが一番の安全策です。

ワンポイント
アドバイス

犯罪行為には警察が動くため、悪ふざけではすまされません。未成年でも発信責任は問われます。年齢に応じた内容で考えさせましょう。

《総務省「インターネットトラブル事例集（平成29年度版）」を加工して作成》

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課

電話：0776-20-0745（直通）メール：kenan@pref.fukui.lg.jp